

ふくちやま



上下水道だより

第8号

平成26年5月 福知山市上下水道部発行
〒620-0876 福知山市字堀(水内)945番地
ホームページ <http://www.kouei.fukuchiyama.kyoto.jp/>



災害時対応のため加圧式給水車(4t車)を配備!!

災害や漏水事故による緊急の断水時に、市民のみなさまに迅速に給水活動が行えるよう加圧式給水車(4t)を購入しました。

(上記写真の車体両側面に福知山市上下水道部名を、背面に市章を大きく貼り付けます)

加圧式ですので、水道ホースを伸ばすことで、道路から離れた所や車が近づけない所、建物の受水槽にも水道水を届けることができます。また、他市で災害等が発生した場合の給水要請にも応えることができます。

加圧式給水車の概要

車両本体	車体ベース4t車、最大総重量8t未満
タンク内容量	3,600~4,000リットル程度
ポンプ	口径φ65、全揚程 ^{ぜんようてい} 25m (4階建てのビルの高さが15m程度です。)

その他上下水道部で保管している主な給水用具

名称	容量	個数
給水タンク	2t	2個
	1t	5個
携行容器(ポリ容器)	10リットル	540個
水パック製造器	1台	1リットル入り 64,000袋
非常用飲料水用袋	6リットル	1000個(平成26年度購入予定)



●ポリ容器



●非常用飲料水用袋



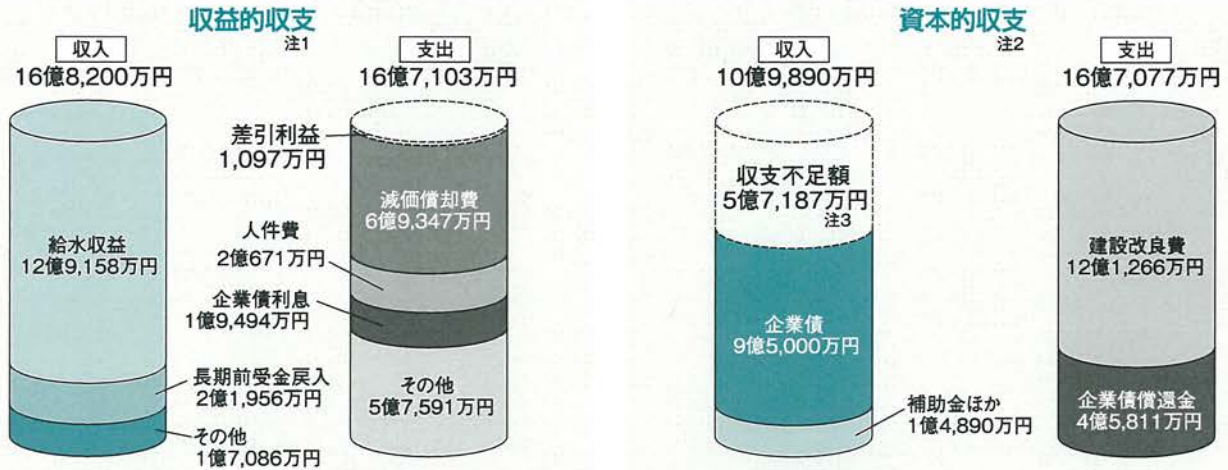
平成26年度予算レポート

平成26年度の福知山市上下水道部が所管する各事業の予算概要をお知らせします。

◎水道事業会計

■業務の予定量
 ◎給水戸数 2万8000戸
 ◎年間総給水量 778.5万m³

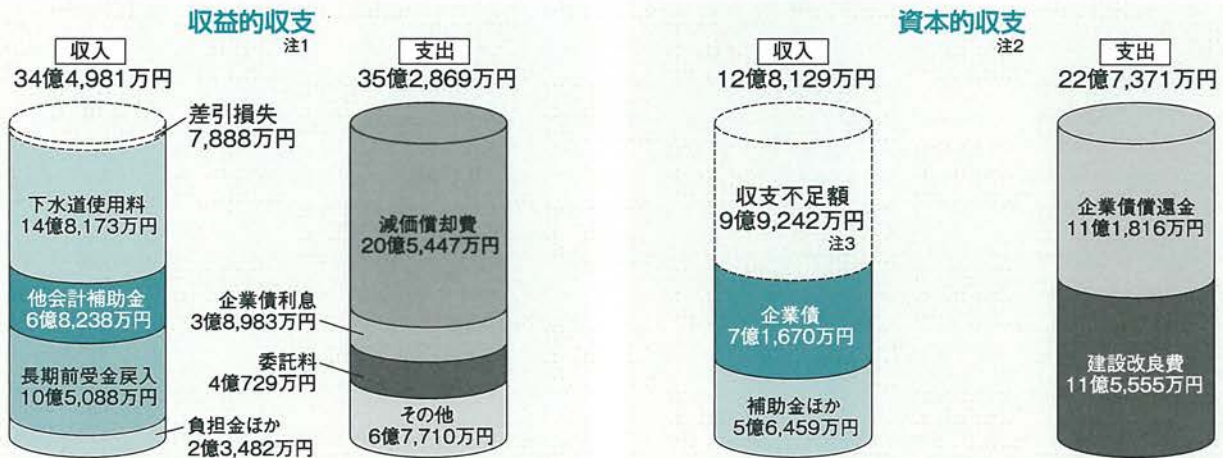
■主な事業
 ◎堀浄水場緩速ろ過池更新工事
 ◎配水管の布設替工事



◎下水道事業会計

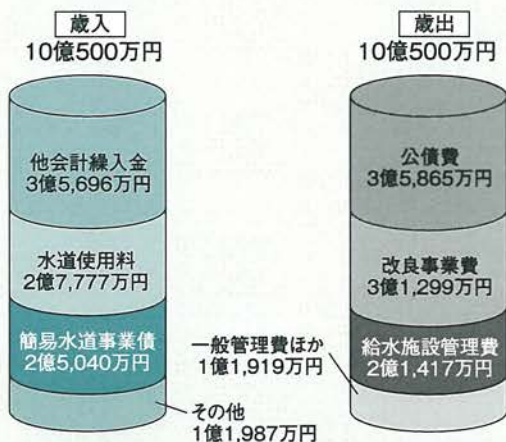
■業務の予定量
 ◎処理戸数 2万7890戸
 ◎年間処理水量 1807.3万m³

■主な事業
 ◎土師、堀地区貯留施設設置工事
 ◎ポンプ場の設備更新工事
 ◎終末処理場の設備更新工事



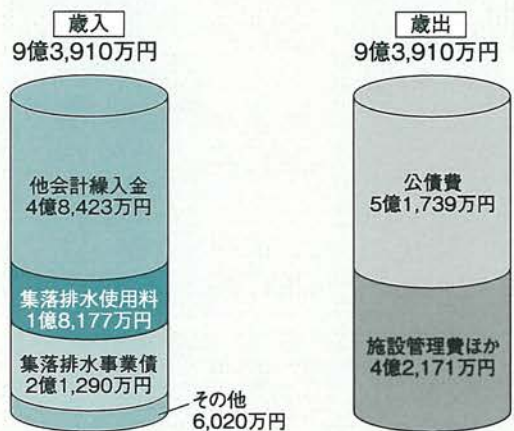
◎簡易水道事業特別会計

■主な事業
 ◎水道未普及地域解消事業、生活基盤近代化事業



◎農業集落排水施設事業特別会計

■主な事業
 ◎市内21地区の農業集落排水施設などの維持管理



注1:水道の供給や下水処理をするために必要な費用と、料金や使用料などの収入
 注2:水道・下水道施設の整備や拡張をするための費用とその財源
 注3:純利益や減価償却費など企業内部に留保された資金で不足額を補います。

■上下水道料金等に関する事務の一部を委託しました

福知山市では、サービスの一層の向上と経営の効率化を図るため、水道料金・下水道使用料等に関する事務の一部を、平成26年4月1日より「株式会社エコシティサービス」に委託しています。

※委託後も、市民のみなさまへのサービス内容・手続き方法・手続き場所は変わっていません。

※個人情報の保護対策につきましては、委託者の福知山市と受託者の株式会社エコシティサービスの双方が個人情報の取り扱いの重要性を十分認識し、万全を期してまいります。

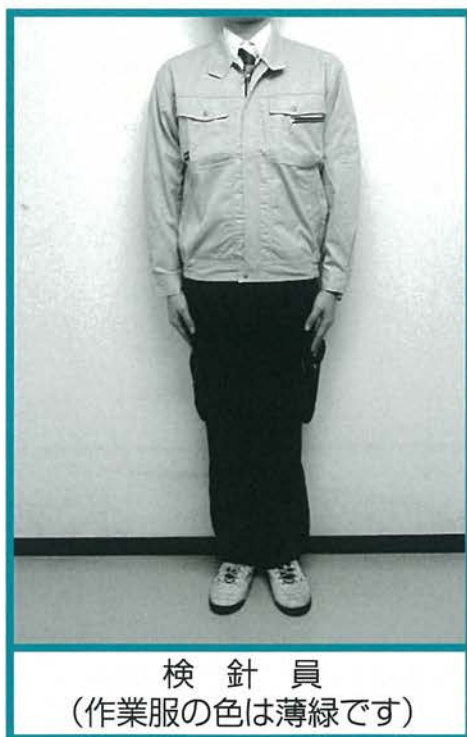
※受託事業者は制服(下図参照)に名札を着用して業務にあたります。(上下水道部発行の受託者証(下図参照)を携帯しています。)

福知山市や委託業者の名前をかたった悪徳商法や勧誘などには十分ご注意ください。

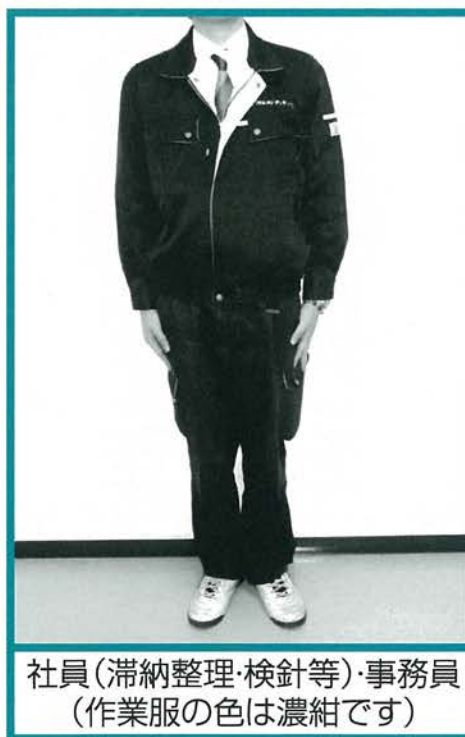
万が一不審な点がありましたら、証明書の提示を求めるか、上下水道部お客様サービス課までご連絡ください。【お問い合わせ先:お客様サービス課(22-6501)】

主な委託業務

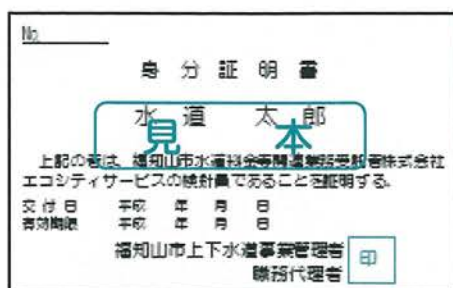
- ①水道の使用開始や中止(水道の開閉栓)の受付
- ②使用者名義の変更や請求先の変更の受付
- ③水道メーターの検針及び使用水量に関すること
- ④上下水道料金等の計算、通知、収納、お支払いの相談
- ⑤上下水道料金の未納に関すること



検針員
(作業服の色は薄緑です)



社員(滞納整理・検針等)・事務員
(作業服の色は濃紺です)



検針員用



社員・事務員用

■水道メーターの検針が2か月に1回となります

福知山市では、経費削減及び経営改善の一環として、これまで毎月実施していた水道メーターの検針を平成26年5月より2か月に1度の隔月検針とします。

料金の請求はこれまでどおり毎月で、検針した2か月分の使用水量を2等分して、1か月あたりの料金を算定します。【お問い合わせ先:お客様サービス課(22-6501)】

(1) 検針について

① 検針地区の分割

市域を以下のとおりA・Bの2地区に分割します。A地区については「奇数月」、B地区については「偶数月」に検針を行います。

A地区…惇明・大正・昭和・雀部・遷喬・成仁

B地区…庵我・上豊富・下豊富・上川口・下川口・上六人部・中六人部・下六人部・金谷・三岳・金山・雲原・佐賀及び三和・夜久野・大江の全域



② 検針時期

隔月検針の実施に伴い、検針時期は各地区とも「隔月の1日～10日」になります。

③ 漏水の確認について

隔月検針の実施により、宅内(敷地内)での水漏れなどの発見が遅くなる可能性があります。

宅内での水道管理については、使用者が行わなければなりませんので、定期的にメーターを確認していただき、漏水の早期発見にご協力ください。



(2) 料金について

① 算定方法

水道料金の算定については、検針日に計量した2か月分水量の2分の1相当水量を、1か月分の使用水量とみなし、検針を行った月(前期請求分)とその翌月(後期請求分)の2回に分けて請求(口座振替)を行います。

「2か月分の検針水量÷2=1か月分の使用水量」

例)7月1日(前回検針日5月1日)に検針し、2か月分の使用水量が41m³の場合の料金算定

使用期間	検針水量	算定水量	請求料金	請求時期
5月1日～ 7月1日	41m³	21m³	7月請求分(前期請求分)	検針月(7月)
		20m³	8月請求分(後期請求分)	検針月の翌月(8月)

※使用水量が奇数の場合、2等分したときの端数は前期請求分を切り上げ、後期請求分を切り捨てます。

② 経過措置

隔月検針導入の移行調整として、各地区とも5月の請求は行いません(閉栓による精算分を除く)。ただし、請求がなくなるわけではなく、2か月遅れでお支払いいただくこととなります。

③消費税の扱いについて

平成26年4月検針分については、3月ご使用分のお支払いになりますので、5%で請求させていただきました。また、市域全体を5%で計算するため4月検針は今までどおり全地区一斉に実施します。

平成26年5月検針分より8%が適用となりますが、5月請求を行わないことから、実質6月請求分から適用となります。

④使用期間が短期間(35日以下)の場合の算定

月途中での開栓があった場合などで使用期間が2か月に満たない場合の料金算定については、以下のとおりとなります。

- ・使用期間が35日以下…使用水量を分割せず1か月分の請求
- ・使用期間が36日以上…使用水量を分割し、2か月分の請求(通常算定)

(3)上下水道使用料等のお知らせ(レシート)の変更

隔月検針の実施に伴い「上下水道使用料等のお知らせ」をこれまでの1か月表記から、2か月表記に変更します。(下図参照)

いつもご利用いただきありがとうございます。
上下水道使用量等のお知らせ

お客様番号 0-000000-000 口径20mm

ご使用場所・お名前 検針員 水道太郎
福知山市宇堀水内945番地

福知山 太郎 様

今回ご使用水量のお知らせ

メーター番号	000000
今回指示数	500 m ³
前回指示数	440 m ³
旧メーター使用量	60 m ³
今回ご使用水量	440 m ³

ご請求の予定額

請求月	26年 6月	26年 7月
使用月	26年 4月	26年 5月
口座振替予定日	26年 6月25日	26年 7月25日
ご使用水量	30 m ³	30 m ³
①水道料金	4,379 円	4,379 円
②下水道使用料 (A+B)	4,275 円	4,275 円
(A)上水汚水使用料	3,715 円	3,715 円
(B)その他水使用料	560 円	560 円
(その他水使用量)	5 m ³	5 m ³
請求予定金額 (①+② (税込))	8,654 円	8,654 円

過払戻
水道の使用開始・中止の連絡はお早めに

口座振替済のお知らせ

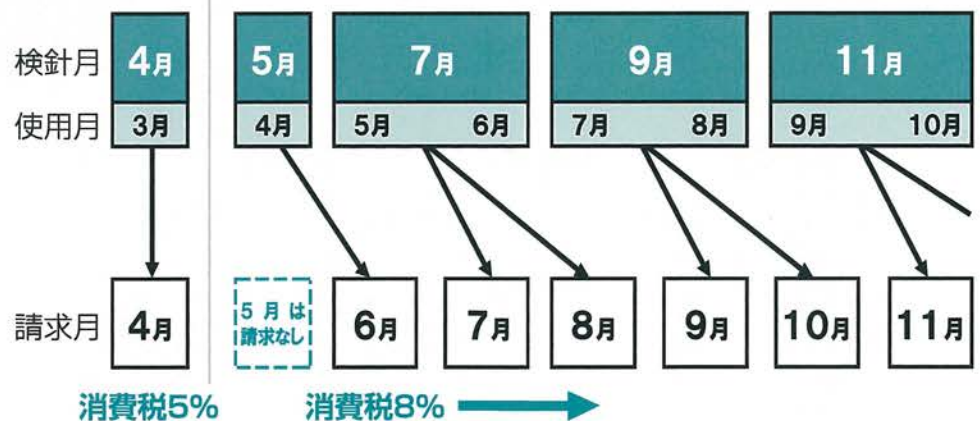
請求月	26年 4月	26年 5月
使用月	26年 2月分	26年 3月分
納入確認	26年 4月25日	26年 5月25日
ご使用量	30 m ³	30 m ³
①水道料金	4,379 円	4,379 円
②下水道使用料	4,275 円	4,275 円
合計振替金額 (①+② (税込))	8,654 円	8,654 円

上記金額を口座振替させていただきます。

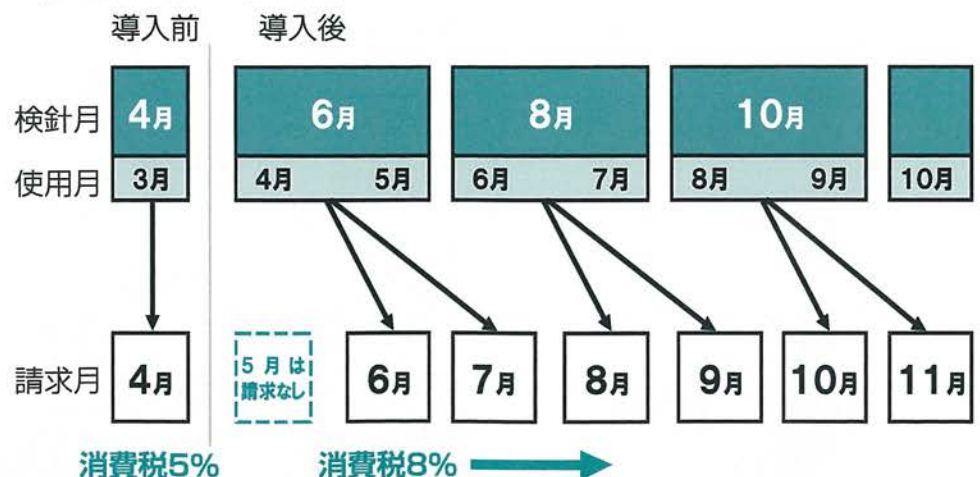
福知山市上下水道部
TEL (0773)22-6501
<http://www.kouei.fukuchiyama.kyoto.jp/>
このお知らせは誤りがないことを保証しません。(兼用もご覧ください。)

◆上下水道の使用月と請求月のイメージ◆

○奇数月検針区域(A地区)



○偶数月検針区域(B地区)



■浄化槽の設置・維持管理に対する補助制度のご案内

福知山市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と快適で住みよい生活環境づくりを図るため、し尿と台所や風呂などの生活排水を一緒に処理する浄化槽の整備を進めており、浄化槽を設置・維持管理される方に対し、補助金を交付しています。

補助制度のあらまは、次のとおりです。該当される方は、申請をお願いします。

1 浄化槽設置整備事業補助金

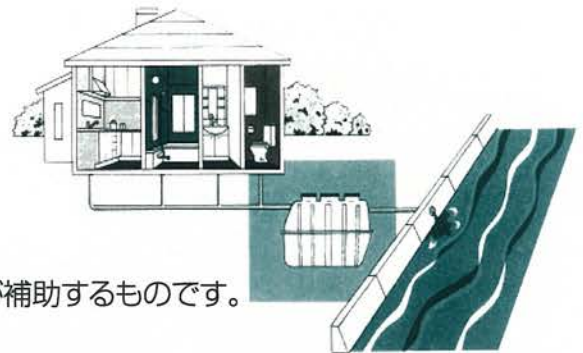
一般家庭用の浄化槽を設置される場合に、設置費用の一部を市が補助するものです。

(1) 補助対象者

市内の公共下水道事業・農業集落排水事業の実施区域外に居住され、10人槽以下の浄化槽を設置される方。ただし、補助対象となるのは浄化槽設置工事だけです。

(2) 補助金額

人槽区分	補助限度額
5人槽	409,000円
7人槽	613,000円
10人槽	974,000円



2 浄化槽維持管理事業補助金

浄化槽の清掃、保守点検などの維持管理の費用の一部を市が補助するものです。

(1) 補助対象者

浄化槽水洗化整備地区にある住宅に10人槽以下の浄化槽を設置され、地区の浄化槽推進組合に加入されている方。ただし、浄化槽法に基づく水質検査・保守点検を受けていない方などには、補助金は交付できません。

(2) 補助金額

1基につき年額33,000円

○申請先 お客様サービス課(22-6500)

■雨水貯留槽設置補助制度のご案内

福知山市では、雨水貯留槽を設置し、市民協働による雨水対策や花や植木の水やりや庭への散水など雨水の有効利用に取り組まれるご家庭に、タンクの購入費用の一部を助成しています。

(1) 補助対象者

市内の市街化区域に建物を所有または使用している方であって、当該建物に設置される方

(2) 補助対象となるもの

雨水の貯留量が「100リットル以上」であるもの

(3) 補助金額

雨水貯留タンクの本体購入価格の2分の1に相当する額(30,000円を限度)。ただし、設置費、配送費等は除きます。

* 設置を希望される方は、購入される前に必ず申請をお願いします。

○申請先 お客様サービス課(22-6500)



ゆらのガーデン内に設置した雨水貯留槽

福知山市の下水道施設の紹介(1)

福知山市の下水道は、家庭や事業所から出た水を下水道管の中を通して終末処理場に集めて処理を行い、きれいになった水を河川に放流しています。今号では、終末処理場での下水処理のしくみについて紹介します。

【福知山終末処理場】

家庭や工場からでた汚水をきれいな水に処理する施設です

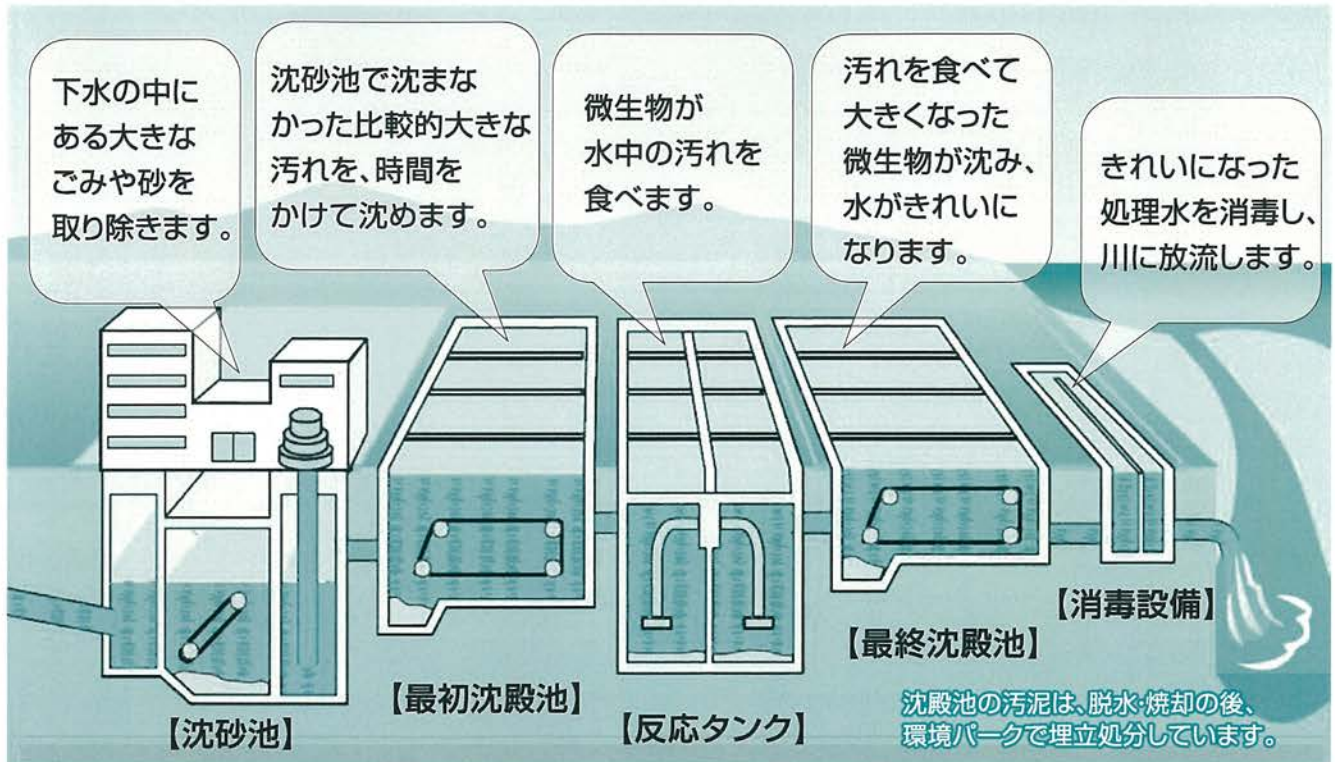
(所在地)福知山市字荒河123番地

(処理能力)62,000m³/日

(計画処理人口)62,530人

(処理方式)標準活性汚泥法

(供用開始年月日)昭和41年11月1日



下水道に流してはいけないもの

その1

髪の毛や野菜くず、ご飯の食べ残しは流さないでください。

溜まった髪の毛や野菜くず等は集めて「燃やすごみ」として捨ててください。



その3

天ぷら油などの廃油は、流さないでください。

天ぷら油などは、新聞紙などにしみこませ、固めてから「燃やすごみ」で捨ててください。



その2

水洗トイレには、トイレトーパー以外の紙やウエットティッシュ、おしりふきなども流さないでください。

紙おむつは、汚物を取り除いて「燃やすごみ」として捨ててください。



その4

有害・有毒・危険物は、流さないでください。

ガソリンや灯油等を下水道に流すと管の中で爆発する危険がありますので、絶対に流さないでください。



下水道を利用する際は、上記のことを守ってください。

第56回 水道週間スローガン

『おいしいな だいじなお水 ごくごくり』

6月1日から6月7日の1週間は水道週間です。普段は当たり前に使っている水道の水、でもこの水は、多くの人のたゆまぬ努力によってみなさまのご家庭に届けられています。みなさまもこの機会に蛇口の向こうのいろいろな努力に思いをめぐらし、水道の大切さについて、考えてみましょう。



平成26年度 下水道推進標語

『げすいどう みずのみらいを まもるみち』

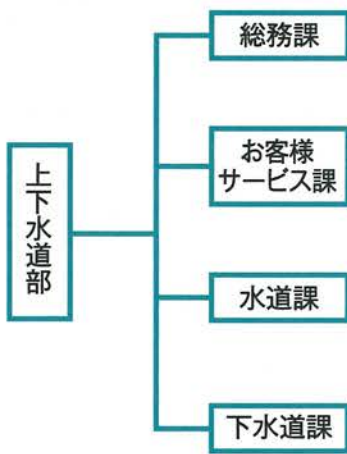
9月10日は下水道の日です。どうして9月10日なの？

下水道の役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、立春から数えて台風シーズンである210日を過ぎた220日が適当であるとされたことによるものです。



下水道のマスコットキャラクター「スイスイ」

平成26年4月1日現在



内 容		お問い合わせ先	
水 道	宅内の漏水・水漏れの場合	福知山市水道事業指定給水装置工事事業者(民間)	
	道路上の漏水の場合	水道課	0773-22-6502
	水質等について	お客様サービス課	0773-22-6501
	受水槽等の管理について		
下 水 道	上下水道ご利用の開始・停止・料金等について		
	下水道施設の適正な利用について	下水道課	0773-23-2085
	下水がつまった場合	福知山上下水道サービスセンター(民間)	0773-24-4881
その他		お客様サービス課	0773-22-6501



こんなときは届出が必要です

水道のご使用について、引っ越しをはじめ、次の場合には必ず事前に上下水道部までお届けください。

- 新規または閉栓中の水道をお使いになるとき……………開栓届
- 水道の使用を中止または廃止されるとき……………閉栓届
- 水道の使用人や所有者の名義を変更されるとき……………変更届
- 井戸水・山水・下水道の一時使用を始められるとき……………開始届
- 井戸水・山水・下水道の一時使用を廃止されるとき……………廃止届

お問い合わせ先/上下水道部 お客様サービス課

お問い合わせ先

福知山市上下水道部

水道・下水道事業についてのご意見やご要望をお待ちしています。
Eメール:soumu1@kouei.fukuchiyama.kyoto.jp

- 総務課 0773-22-6503
- 下水道課 0773-23-2085
- お客様サービス課 0773-22-6501
- 終末処理場 0773-23-2086
- 水道課 0773-22-6502
- F A X 0773-22-6540

